

様式第3号(第7条関係)

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 令和5年度第1回水戸市消費生活審議会
- 2 開催日時 令和5年8月24日(木) 午前10時00分から午前11時50分まで
- 3 開催場所 水戸市役所2階 市民協働会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員 種村 和子, 藤田 卓也, 海老根 功, 田山 知賀子
足立 勇人, 荒木 雅也, 櫻井 真, 松崎 由美
 - (2) 執行機関 市長 高橋 靖
市民協働部長 小嶋 いつみ, 市民協働副部長 柏 直樹
【市民生活課】
参事兼課長 白石 嘉亮, 副参事兼課長補佐 入野 高司,
市民活動・消費生活係長 深谷 晃一, 主幹 尾崎 志野
会計年度任用職員 大久保 真理
 - (3) その他
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1)水戸市消費者教育推進計画(第3次)の策定について(公開)
 - (2)その他(公開)
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数(公開した場合に限る。) 0人
- 8 会議資料の名称
 - (1) 水戸市消費者教育推進計画(第3次)策定基本方針
 - (2) 水戸市消費者教育推進計画(第3次)策定スケジュール
 - (3) 水戸市消費者教育推進計画(第2次)計画の取組
 - (4) 水戸市消費者教育推進計画(第3次)構成案
 - (5) 水戸市消費者教育推進計画(第2次)
 - (6) 水戸市消費生活条例の概要
 - (7) 「健全で豊かな消費生活都市宣言」

9 発言の内容

事務局	本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第1回水戸市消費生活審議会を始めさせていただきます。 私，市民生活課長の白石と申します。どうぞよろしくお願いいたします。まず始めに，高橋市長より皆様に御挨拶を申し上げます。
市長	(市長挨拶)
事務局	ありがとうございました。 次に，委嘱状の交付に移らせていただきます。お名前をお呼びしますので，その場で御起立ください。時間の都合上，高橋市長より代表の方1名に委嘱状を交付させていただきます。
	(委員の氏名の読上げ)
	代表して，〇〇様，前までお越しく下さい。
市長	(委嘱状交付)
事務局	〇〇様以外の方の委嘱状は，机の上の封筒の中に入っておりますので，御確認をお願いします。続きまして，私ども担当職員の自己紹介をさせていただきます。
	(職員紹介)
	職員紹介は以上です。それでは，さっそく議事に入ります。本来ですと，議事の進行は会長にお願いするところですが，初めての審議会で会長が選出されておられませんので，会長が選出されるまでの間，事務局で進めさせていただきます。 まず，本日の出席者数について，報告させていただきます。審議会委員数8名のうち，8名が出席されております。従いまして，出席者数が委員の2分の1以上となっておりますので，水戸市消費生活条例第36条第2項の規定により，当審議会は成立しております。なお，傍聴人はございません。 それでは，4の会長及び副会長の選任につきましては，水戸市消費生活条例第35条第3項では，「委員の互選により会長及び副会長を置く」とございます。その正副会長の選任につきまして，皆様方にお諮りいたしたいと思っております。御推薦等ありましたら，よろしくお願いいたします。
委員	事務局一任でよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
事務局	それでは，事務局の案を申し上げます。会長には〇〇委員，副会長には〇〇委員にお願いしたいと存じますが，皆様いかがでしょう

	か。
委員	異議なし。
事務局	ありがとうございます。それでは、会長に〇〇委員，副会長に〇〇委員ということで，どうぞよろしく願いいたします。恐れ入りますが，お二人につきましては，お手元のネームプレートをお持ちいただき，正副会長席の方へ御移動をお願いいたします。 （正副会長移動） それでは，諮問の方へ移らせていただきます。高橋市長より〇〇会長へ諮問書のお渡しをお願いいたします。
市長	（諮問書交付） どうぞよろしく願いいたします。皆様よろしく願いいたします。
事務局	このあと，もしよろしければ今日御参加の皆様と市長の集合写真を撮らせていただければと思います。よろしいでしょうか。皆様，後ろの方へ御移動ください。 （写真撮影）
事務局	ありがとうございます。このあと，市長は，公務がございますため，退席させていただきます。委員の皆様は，お席へお戻りください。部長，副部長も公務のため，退席となります。 （移動） 写真撮影の御協力，ありがとうございました。それでは，ここで会長，副会長から御挨拶いただきたいと思います。まず，〇〇会長から御挨拶をお願いいたします。
会長	（会長挨拶）
事務局	ありがとうございました。続きまして，〇〇副会長よろしく願いいたします。
副会長	（副会長挨拶）
事務局	ありがとうございました。それでは，さっそく議事に入らせていただきます。議事の進行につきましては，〇〇会長に進行をお願いしたいと思います。〇〇会長，よろしく願いいたします。
会長	では，さっそく議事に入りたいと思います。まず，本日の議事録署名人を指名させていただきます。〇〇委員，〇〇委員をお願いいたします。よろしく願いいたします。なお，本審議会につきましては，水戸市附属機関の会議の公開に関する規程に基づきまして，原則公開とさせていただきますので御承知おきください。

事務局	それでは、議事といたしまして、市生諮問第2号の策定について、事務局より説明をお願いいたします。 (配布資料の確認及び説明) ・水戸市消費者教育推進計画（第3次）策定基本方針及び策定スケジュール ・水戸市消費者教育推進計画（第2次）計画の取組 ・水戸市消費者教育推進計画（第3次）構成案
会長	ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、これから御意見をいただくわけですが、特に、最後に御説明いただいた第3次計画構成案について、委員の皆様のそれぞれの立場から、将来の消費者教育に盛り込むことが必要と考える内容等につきまして、特に御意見をいただきたいと考えております。 御発言をいただくわけですが、御自由にといいわけにもいかないでしょうから、私の方から御指名させていただきます。資料につきましては、今日初めて御覧になった方もいらっしゃると思いますので、御質問、御意見等もあるかと思っておりますけれども、ジャンルに関わらずに御発言いただければと思います。まず、〇〇さんの方からお願いいたします。特に市民団体ということで、連携や問題についてもございましょうから、その辺の御意見をお願いいたします。
委員	〇〇と申します。長い資料を拝見いたしまして、これはなかなか責任が重大だと思ふことがたくさんありました。ただ、消費者団体そのものを今構成している人たちが、私も含めてだいぶ高齢の方が多くなっています。 水戸暮らしの会も、以前の会長にお聞きしたところ、かつては第一線で経済を支えている人が一生懸命消費の問題について、活動してきたようですが、現状は、その方たちの残りという言い方は適切ではないですが、第一線で働いている方は、消費生活について考えることを、自分の生活を大事にすることから、消費生活全体についていろいろと考える機会や時間がないのではないかという印象を受けています。そうすると、時間のある高齢者が集まって勉強しましょうということになります。その場で知識を得ることにはなりますが、それを次の活動につなげていくことはなかなか難しい現状です。資料を拝見して、消費者団体の役目は多いですが、現実的にそれを次の何かにもっていこうというのは、なかなか難しいのではないかと思います。それが、今日資料を拝見した私の印象です。
会長	ありがとうございました。またいろいろ他の委員から御意見を伺ったうえで、御意見をいただきたいと思ふます。それでは、事業者団体として、〇〇さんをお願いしたいと思ふます。特に、今第3次案を拝見しますと、職域における教育のところ、消費者志向経営自主宣言の推進という項目がございまして。〇〇さんは、商工会議所に属されていて、団体の考え方や、いろいろな計画等もございましてしょうから、その辺を御紹介、御意見をいただければと思ふます。
委員	〇〇と申します。水戸商工会議所から今回参加させていただいて

	おります。仕事では商売をさせていただいており、事業者に対しての啓発や指導というものは、当然今までもあるのだろうと思っておりましたが、自立した消費者を教育するという動きをいろいろな形で今まで水戸市が行っていることを最近知りました。確かに、大事なことであると思いながら聞いておりました。いろいろな消費者を巡る問題がありますが、事業者がしっかりしてさえいれば、何も問題は起きないはずです。そうは言っても、悪質なパターンも出ていますのでやむを得ないかなと思います。いずれにしても、事業者が倫理観に基づいて仕事をやるという社会風土をもっと作っていかねばならないと常々考えています。 水戸商工会議所の私が担当している委員会では、小学生の高学年に向けた消費に対する啓発の出前講座の計画をしています。商工会議所なものですから、経済の活性化が一番大事なところでもあるので、水戸に住まわれている方が、水戸でお金を落としていただくためにはどのようにしたらいいかといったところをいろいろやっている委員会になります。その一環として、小学生高学年に向けた消費に対する注意喚起も含め、知識を高めてもらい、なおかつ、水戸の地域のお店のPRを兼ねてということになってしまうかもしれませんが、そういった出前講座の計画をしています。水戸市が今どのように出前講座やっつけいらっしゃるのか、一緒に出前講座をできないかなということを感じながら聞いておりました。また、中学生、高校生にパンフレットを渡されているということでしたが、どのようなパンフレットなのか、もしいただけるのであれば後でいただきたいなと思います。 あとは、SNSを含めて非常にデジタル化が進んでいるので、わからない中で、無意識のうちに引っかかってしまうということが非常に多いと聞いていますので、そういうことに対する対策と、やはり消費者側の教育を今まで以上にしっかりやっていくことが必要かなと思います。
会長	ありがとうございます。またこちらから、いろいろと質問させていただくかもしれません。次に〇〇さん、いろいろな事業を独自でやられているようですので、その御紹介と団体との連携の御紹介をお願いします。
委員	〇〇でございます。よろしくお願いいたします。我々県のセンターでも、消費者教育の部分にはかなり力を入れています。ただ、ここにも書いてありますとおり、消費者教育の担い手をどのようにして育成していくのかということがかなり重要でして、我々も消費者教育の講師の方が20数名いらっしゃいますが、十分に活用できているかどうかはまだまだといったところです。あとは、後継者を育てていきたいと思っておりまして、今後は、そういったところに力を入れていきたいと思っております。ぜひ、水戸市さんの方でも力を入れていただけると、連携していろいろとできてくるかなと感じております。 それから、消費者教育の対象者の部分で、高齢者へ消費者教育を届けるのがなかなか難しいのかなと感じています。一番頼れるところは、（消費生活審議会資料③）1－3に書いてありますとおり、民生委員の方に研修をしていただいて、民生委員の方には見守っていただくことが私としては、非常に重要なのではと考えております。また、民生委員の方と水戸市さんがおっしゃっている消費者サポー

	ターと一緒にいるのか、調べていないのでわからないのですが、民生委員の方がサポーター的な役割を担っていただいて、自分が被害に遭うと考えている高齢者の方は少ないような気がしますし、被害に遭うことを全く想定されていない方もいると思いますので、こういった地域で暮らす高齢者の方に誰が、いかに情報を届けるのかといったことをうまく仕組み作りができるといいのかなと思いますし、我々も一緒に考えていきたいと考えております。 一方で、若者に向けた消費者教育として、水戸市さんなので小中学校等については、連携をされて教育が充実できるのではないかと考えております。あと、先ほど成年年齢の引下げに伴いまして、短大、専門学校、大学の方へも教育を進めていくのだろうと思います。 我々の方でも、消費者教育を行っておりますが、企業が4月になると新人教育をやりますので、そういった企業からトラブル被害に遭わないようにするための消費者教育をお願いされることがあります。新入社員となりますと、クレジットカードを作ったり、車を買ったりといろいろとありますので、そういったことについて、新人教育の一環で消費者教育のために呼ばれるケースがあります。ただ、意外と呼ばれる企業さんは多くはないです。当然、企業に就職する前の教育も重要ですが、企業に入った時点で、その新人教育の中でぜひ消費者教育に関する啓発ができると私はいいのかなと考えております。 あとは、県センターと水戸市さんは、地域的にも近いところもありますし、資料（水戸市消費生活審議会資料③）3-2に書いてありますとおり、我々としては、水戸市さんと連携して多くの県民、市民の方の相談に対応していきたいと考えております。引き続きよろしくお願いいたします。
会長	ありがとうございます。それでは、次に学校の先生方の御意見もいただきたいと思います。〇〇先生お願いします。
委員	この会議に初めて参加させていただいています。無知なことが多かったもので、勉強しないといけないと再確認しました。中学校で家庭科を担当していきまして、消費者教育に授業で取れる時間は6～8時間ぐらいの目安で授業を行っています。その中で、消費生活センターさんのパンフレットや出前授業を活用させていただいて、コンパクトに、知識がなく経験のない中学生に向けてリアルな今の現状を知ってもらうこと、楽しく、自分事として捉えられるような授業をいかにできるかということを心がけてやっているのですが、なかなか時間が取れない中でおこなっているのも、消費生活センターさんの出前授業は非常にありがたく思っております。 子どもたちは、SNSが非常に身近にあります。いろいろな情報がたくさんある中で、嘘の情報なのか本当なのか見極めることができない子どもたちなので、そこをどうやって身に付けさせていったらいいのかなということが、私の課題であります。まずは、教員自身が消費者教育に対しての意識が向上していくといいのではないかと思います。日々、先生方の消費者意識が高まることで、朝の会等ちょっとした時間でも、子どもたちにこんなことがあってね、ということが伝えられると思いますので、我々教員自身が研修等こういった意識を高めていかないといけないと思しました。 あと、SDGs、エシカル消費、フェアトレードの言葉は聞きますが、フェアトレード商品を買おうと思っているのですが、見つけ

会長	られずにいます。まだまだ浸透していくのは難しいのかなと思っています。
委員	ありがとうございます。では、〇〇先生お願いします。 私は社会科の教員をしております。〇〇と申します。私も今回こういった会合に参加させていただくのは初めてで、資料等も初めて見させていただいたところもあって、何を話したらいいか非常に悩んでいたところです。取組の中で、小中学校に対して、啓発のパンフレットを配布していたということですが、実際私は、中学校の3年生の公民の学習の中で消費者に対する権利等について、学習を行っています。その中で、このパンフレットを活用していくのは、日々の授業で忙しく、ここまで使いきれなかったというところが正直なところです。どういったものだと、使いやすいのかということを考えていくことが必要ではないかと思います。 また、昨今の子供たちの傾向を見ていると、紙を見るというよりも、デジタル化した教材があり、クイズ形式等で実施していくと子どもたちも楽しみながら、主体的に学習ができるのではないかと今思っていたところです。 出前講座についても、全体に浸透させるのであれば計画的に各校を回るようにすることで、市内の学校で消費生活についての学習ができるのではないかと感じた次第です。
会長	ありがとうございます。〇〇先生よろしくお願いいたします。
委員	私〇〇と申します。茨城大学で法律学を担当しています。よろしくお願いいたします。消費者法と題する授業を担当したことがあります。消費者法は、すごく難しいものです。と申しますのは、消費者法は関連する法律があまりにも多く、かつ問題が多様なものであるため、1回の授業の準備が大変なこともあり、もうやりたくないというところです。大学だけでなく、高等学校においても、消費者問題について講演をする機会を与えていただいたこともあります。そういった、諸々の経験から申しますと、なかなか消費者教育というものは難しいと思います。我々が頑張って話をして、子どもたちの心に刺さらないことがあるかと思います。ですので、たくさん子どもたちに何が何でも授業に参加してもらって、1つの考え方として非常に重要なテーマを絞る。金利や、サラ金、シロアリ、アダルト等そういった問題に絞り、子どもの分かりやすい話をする。あるいは、学習者自体を少し乱暴かもしれませんが絞ってしまう。例えば、水戸でいえば一高に代表される進学校に絞り、そこをターゲットとして重要な話をしてあげる。一方で、商業高校を卒業したあと、社会に出る子どもたちに最低限の必要な情報を与えてあげる等、絞ったほうが場合によっては効果が上がるのかなと考えることがございます。以上が、教員である私の力不足ゆえに消費者問題を教えるのは難しいと思ったがゆえの感想でございます。
会長 副会長	ありがとうございます。〇〇さんお願いします。 〇〇でございます。今回の第3次の目標の中に、消費者自身が自ら学び考え行動する、そして、消費者市民社会を構築するという前

提のもとに、消費生活センターもあるかと思います。

現場の人間として、私どもの相談業務と同じくらい消費者の生活を後押ししています。学校、家庭、職域、地域、いわゆるライフステージの中のすべてで消費者教育の必要性があります。学校におきまして、先ほど〇〇先生からありましたが、総合教育研究所と連携して、年間小学校4校、中学校3校を回っています。コロナでできない時期もありましたが、先生のいる緑岡中学校は一番先のほうに行かせてもらっていました。学校ができた順番に回っていますが、まだまだ、34の小学校を回り切れておりません。そうした中で、1回行った学校からも再度要請があります。大学は、茨城大学、常磐大学。高校は、県立なので、県の消費生活センターが頑張っていると思います。水戸市の場合は、水戸市内にある私立高校で、例えば啓明、葵陵、大成女子等全部ではありませんがぼちぼち回らせていただいている状態です。ここ数年の間に、学校側からの要請もありますし、学校に入りやすくなったのは、この消費者教育推進計画があったからではないかと思います。現場の話ですと、なかなか学校は入りにくいのです。学校はスケジュールがいっぱいです。〇〇教育の中で、消費者教育だけ特化してやるわけではないので、そういう中で、水戸市は消費者都市宣言をしていることもありまして、学校に入れるようになるのは、現場としてはとてもありがたいと思います。

職域については、消費者志向経営について、やっと令和3年度大きなシンポジウムを開くことができました。職場の消費者志向経営思考とはどのようなことかといいますと、今までは会社に相談室があったと思います。トラブルがあれば、消費生活センターに行かないで、自分のところへ来てください、そして対応するといういわゆる顧客相談室、窓口がたくさんありました。この充実が消費者志向経営の目標だったと思います。今の時代は持続可能な設定からいうと、消費者も事業者も持続可能なところに向かって同じ目的で行きましょう。特に、SDGsの推進や消費者問題等企業自らが持続可能という視点をしっかり持った企業にいくということが消費者のための消費者に優しい対応です。トラブルを解決するだけでなく、お互いに共生でいきましょうということ、それが消費者志向経営の流れになっております。

消費者問題を何十年とやっていますが、昔から比べれば大きく変化しています。日本では、消費者市民社会を構築しよう、持続可能な社会を作って、安心して安全で健全で豊かな消費者社会の実現を目指しています。そこに、SDGsが入り、グローバルな視点を入れながら、しかもなおかつ、消費者が自立して自分が被害に遭わずに健全で豊かな生活を送れるという、自立と同時にグローバルな視点で行動していく流れが必要であると現場の人間として思っております。

高齢者の消費者被害者は非常に多いです。銀行預金の利息が少ないせいなのか、特に、高齢者はタンス預金が多いです。違法工事や、訪問販売等でそのタンス預金から、何百万円とやすやすと持ってってしまう。高齢者の考えとしては、契約した自分が悪いのだから、消費生活センターに行って、解決してもらおう考えがなかなか無いのが現状です。そこを、私どもは地域で見守っていく人を作って、お隣の方が「最近いろいろな人が出入りしているけれどどうしたの」、「荷物があるけれどどうしたの」等、このような会話から高齢者の被害を見つけて、解決のために消費生活センターにつないでいただ

会長	く。こういった役割を消費者サポーターは担っています。水戸市で消費者市民大学、消費者市民大学院というものをやっております、今回の第2次計画はサポーターさんを100名目指しており、今77名ほどになっています。サポーターさんを市民生活課も育てるというありがたい流れの中で、非常に大きく育っています。今回の第3次計画では、こういったことを御支援いただきながら、充実した計画にしていければと思います。
	ありがとうございます。一通り、皆さんの御意見、御感想を伺ったところですが、これから、自由討論をしていただこうと思っております。第3次の計画案を作るにあって、目玉を挙げていますので、その辺のお話をお聞きしたいと思います。今いろいろとお話を伺ってきて、私のほうでもいくつかお聞きしたいことがございます。 一つは、成年年齢の引下げというものがありまして、18才から契約が自由です。それにプラスして、デジタル化があります。弁護士会でもいろいろとやっておりましたが、特定商取引法の改正がありました。何をやろうとしているのかというと、契約書面を全てデジタル化して、いちいち署名はしなくていいと。ポチッとやるだけでOKという。そういう流れに改正してしまうわけですね。それにプラスして、18歳以上に年齢が引下げられ、ますますクリックだけで契約が成立して、なおかつ、取消しできないという。それが、世の中の方向ですと言われてしまえばそうなのかもしれませんが、我々の仕事はどちらかというと後ろ向きの仕事なので、当然ですが、事件が増えるということについて、未成年者契約取消行為権の行使ができなくなるということになれば、じゃあどうするんだという話になってしまうんですね。 先ほど、皆さんの御意見を聞いていた中で、教育のお話がありました。出前授業や消費者団体の方が老人会へ行っていただく等言っていますが、一つ逆手にとってではないですが、どうしても出前授業というと年に3回か4回、学校によっては時間をかけられない等あります。もちろんそれは当然進めなければならないことですが、逆にこちらのデジタル化といいますか。例えば、小学生でも簡単にYouTubeを見ている。このようなものまで見ていいのかというもののまで、簡単に開けてしまいます。こちらから情報を出す際に、パンフレットや出前授業も必要ですが、それだけでなく、こちらも対抗してデジタル化してもらわないといけないのではないかと思います。そういう方向で考えたときに、見てもらうためにはいいコンテンツを作らなければ見てもらえないわけです。そうすると、ソフト的なものを作らなければならないということになります。誰が作るのかという話になるのですが。お聞きしたいのは、1つは今その方向で、デジタル化に対応して学校ではどのようなことをしているのか。デジタル機器を使う中で、出前授業とは一段階違ったことができないかと考えております。学校のほうで、デジタル関係の教材はあるのでしょうか。
委員	水戸四中では、消費者教育ではないのですが、食育について毎月この動画を見てくださいねということで、栄養管理士さんのほうから、YouTubeにしたものを月々1回ずつ見えています。子どもたちは、1人1台タブレットがあるので、毎日1回は開けて教科で使ったり、授業の振り返りを書き込んだりしています。自習の時間もあったりしますので、そういった時間を使って、例えば、消費生活センター

	からのお知らせということで、学期に1回でも、今こういった悪質商法があります、こんなことに気をつけてね、等の啓発がポスターでもいいですが、動画のほうが子どもたちは見るのかもしれない。そういうのがあると、子どもたちは見るのかな、啓発が図れるのかなと思います。
会長	学校で教育用に独自に作っているというものはまだないわけですか。
委員	まだないですね。
会長	あればいいなという感じでしょうか。
委員	あればいいですね。食育を見るのと同じように、例えば、今月は詐欺について、5月は〇〇についてという感じで項目分けしていき、12か月分入れておくと、クラスで1回ずつ見られるかなと思います。食育はこのような感じでやっています。
会長	中学生くらいの年齢になった場合に、大体15分ぐらいで作ってあるものを見ろと言えば、見るものなののでしょうか。
委員	朝の会や給食の時間等を使って、月に一度5分から6分程度のそんなに長くない動画なので、ちょっとした隙間時間に子どもたちに見てねと先生方が声かけをしていくと、効果があるかなと思います。
会長	逆に作っているほう、売っているほうにいきましょうか。通信機器販売を学校やいろいろな団体にやっておられると思いますが、例えばこういう方々にソフト類の御紹介やこういうことに気をつけてね、といったこと等はあるのでしょうか。
委員	どちらかという、仕事としては環境整備になってしまいます。インフラを提供しようという形なものですから。あとは、入れた後のサイバーセキュリティ対策等を仕事としてはやっているの、実際、ソフト的な部分や教育のメニューに関しては、わからない部分も多いのでなんとも言えないです。ただ、生徒さんに見てもらえるようなYouTubeのコンテンツを水戸市が作らないまでも、どこかでやっているソフトっていろいろあるのではないかと、そういうものを上手くアレンジして、子どもたちに提供する。それも、別にタブレットじゃなくても、ポスターやQRコードをスマホで検索でもいいと思います。そういうのを見て、お父さんお母さんと一緒に見て学んでもらえれば、親御さんの教育にもつながる面白い取組なのかなと思います。今やっているのかわかりませんが、そう感じました。
副会長	市民生活課から消費者教育講演会について教えてください。
事務局	水戸市でやらせていただいている消費者教育のデジタル化としまして、毎年度、教職員向けに、消費者教育講演会というものをリアルでやらせていただいていた。令和元年度までは。令和2年度以降は、コロナ禍ということで、実際会場での開催は難しいということもありましたが、我々としても何かやりたいということで、講

	演者の方を映像に撮りまして、それを水戸市のHPに公開して、QRコードなどで読み取って、学校の先生に見ていただいたり等、市民の方にもHPから見ていただくという機会を作らせていただきました。令和2、3、4年とやらせていただいております。視聴回数は、令和2年度は1200回程度、令和3年度は1000回程度、令和4年度については、500回程度の回数となっております。こちらについては、教育現場のアンケートからも、助かるよというコメントをいただいております。実際、映像は30分程度にしてあり、なるべく授業等でも使えるような平易な内容にしてあります。特に、令和3年度に常磐大学の先生にやっていただいた講演は非常に評判がよく、かなり評価が良かったところでありました。今年度につきましても、消費者教育講演会としまして、映像を作っていく予定になっております。今日は、様々な御意見をいただいておりますので、そういったことを踏まえながら、検討していきたいと思っております。 あと、パンフレット等をデジタル化できないかという御意見がございましたけれども、市販のものを勝手に読み込むことはできませんので、その場合、デジタル教材として購入して、限定して公開するという形になってきますので、また金額等も変わってくるようになります。こちらについては、これから調査、事業者さんと検討していきたいと考えております。ただ、私たちが自分たちで作ったチラシであれば、例えば、それを学校の現場に提供して、授業等の隙間時間で見いただく等そういったことは可能なのかなと思います。過去に我々で作ったチラシや、パンフレット等もございますので、そういったものを有効活用して、再発掘して提供していくことも可能なかなと思いました。以上でございます。
会長	ありがとうございました。
副会長	今、デジタル化における消費者教育の推進ということがありましたが、今現場では、私どもが、パワーポイントを持って消費者教育に行っています。この間、双葉台中学校で試みたんですけれども、エシカル消費についてやったんですけれども、その中で、消費者庁がエシカルについて5分ほどにまとめたわかりやすい動画を配信しているので、皆さんに映像を見ていただきました。それは、とても好評でして、今後も中学校ではこのようにやろうかなと思っています。それから、茨城大学でやった時には、皆さんタブレットを持っていらっしゃるのので、感想をタブレットの中に入れて込んでもらって、それを消費生活センターに送付してもらいました。やはり、デジタル化の流れの中で、創意工夫をして進んでいく消費者教育がとても大事です。現場は小学校も中学校もスクリーンで見えています。
会長	1か所に集まるのが一番いいのだけれども、それだと回数も限られてきてしまうし、先ほどのYouTubeではないですけれども、どこにいても見られる方向はどうなのかなと思う。〇〇先生にお伺いしたいのですが、例えば先生方はいろいろ工夫されて学生にわかりやすいようなコンテンツを作っていくこともされると思いますが、作るほうはとても大変だと思います。お金の面もありますし、作っていくことでの苦労やどういうものを作れば良いのでしょうか。学生や高齢者、いろいろな立場の方がいらっしゃいますし。ターゲットもいろいろあるので、そこら辺が難しいなと思います。もし、そういった御体験があれば教えてください。

委員	まず最近の大学教育は、コロナを契機にすっかり変わってしまいました。オンライン授業が、当たり前になっています。オンラインで、生の授業だけでなく、あらかじめ録画しているものを学生に見せるということもやっております。コンテンツを作るのはいいのですが、学生に見せる必要があります。私たちが学生に見せるためには、単位や成績に紐づけることをやります。1時間半コンテンツを見て、小テストをその日のうちにウェブテストで回答するというのをやればなんとか見てくれます。ですが、問題かなと思うことは、学生たちに話を聞いてみたところ、早送りで見ている、小テストに関わりがありそうなところだけを集中的に見ているような感じがいたします。ですので、学生自体を惹きつけるためには、コンテンツ自体に魅力を持たなければならない必要があるかなと思います。それは、正直申し上げまして、一教員である我々ではなかなか難しいのかなと思っております。1つの科目を半期に15回やりますが、今日の授業は上手くできたかなと思えるのは、1回か2回だけでして、大体の教員がそうなのであれば、すべてのコンテンツを学生に視聴させるのは非常に難しいかもしれないといったところです。ひとまず、ここまでとさせていただきます。
会長	ありがとうございます。我々も講演をさせていただいてお話すると、大体いつも見たような顔の方が来ていて、要するに意識の高い人しか集まらないということが前々から言われています。それを何とか打破しないと広まらないわけです。高齢者の方は、なおさらデジタル化についていけない人が多いと思うんですけど、その辺を打破できるような運動というものを消費者団体としてやろうとしていますか。
委員	その問題はたぶん打破できないと思います。茨城県スポーツ指導者研修会という組織がありまして、会員数としては1000人規模です。コロナ前は紙ベースの通知でしたが、今回茨城大学の先生が入ってくださったり、県の担当の方が変わったりと、組織が少し変わったこともあり、はがきが1枚届きました。参加の方はQRコードで参加表明してくださいというはがきでした。私も新しい方法だね、といった感じで見ていたのですが、後日、スポーツ指導者研修会の方と面談をした際に、県の担当した方は、3日間全く仕事にならなかったと言っていました。電話がかかってきて、「そんなもので出欠の返事ができるか」等の文句の対応のため3日間仕事にならなかったそうです。また、HPぐらいは見てくださるかと思ったが、HPすら見てもらえなかったようです。 消費者団体の高齢者は、意識の高い人です。簡単に言えば、騙されないという意識が高いので、とても気をつけるということはありません。おそらく電話で詐欺に引っかかってしまう方は、そういうことをあまり考えない方が被害に遭われるのだと思います。先ほどのスポーツ団体や今までの消費者団体の経緯を見ていると、電子機器を使って、何かを検索する、意思を表明するということには、ならないのではないかなと。個人的な見解ですが、そう思います。だから、そこのところをどうしようかというのはまた違う問題のような気がしますね。
会長	そうなんだろうなと思っていました。同じような問題を県も抱えていらっしゃると思いますが、どうでしょうか。

委員	デジタル化のほうに少し戻ってもいいですか。私も4月にセンター長に就任しまして、就任当初いろいろな会議で情報を得たのですが、国民生活センターでは、若者向けにYouTube, TVer, TikTok等のほうでショートムービーの配信をしています。ただ、〇〇委員がおっしゃっていたとおり、魅力がないとたぶん見にいかないと思います。どのくらいの方が見にいつているかということとはわからないのですが、若者向けのデジタル化，なるべく魅力あるものを作って発信していくことがやはり重要なんだろうなと感じています。 あと，国民生活センターのもう1つの取組として，映画館で本編が始まる前にコマーシャルが流れます。そこでショートムービーを流しています。これは，見に行くというより，強制的に見せますので，多くの人が集まる場所で，ショートムービーを流す。例えば，スポーツなどの大きな大会がある場合に，会場のモニターにショートムービーを流すことで強制的に見せることになりますから，意識がない人は，流してもただの景色のようにしか映らないかもしれません，そういう方法も有効なのかなと思います。 県のほうとしては，Twitter，メルマガの配信もしていますが，登録者が増えないと効果もありませんので，そこはなかなか難しいことだと感じています。それから，話が戻りまして高齢者の啓発ですが，私もそうですけれども，アナログ世代の方にとっては，なかなかデジタル化はハードルが高いと思います。県のほうも，アナログ世代の方のためというわけではありませんけれども，ラジオで毎月情報発信をしています。あとは，JAさわやかモーニングです。こちららもラジオですけれども，こちらはふた月に1回情報発信をしています。こちらは，センターの相談員さんとやり取りをして，実際にこういう事例がありましたよ，ということをやってもらっています。それから，新聞社の消費者生活ダイヤルということで，月に1回程度相談事例を載せさせていただいて，注意喚起，啓発をやらせていただいています。それもやはり，見に行く人でないとなかなか難しいと思うのですが，高齢者の方には比較的届きやすいのかなとは感じています。あと，水戸市さんの場合には，市報があると思いますので，市報の中に入れていくことで発信していくことが大事なのかなと思います。いずれにしても，アナログ世代とデジタル世代は過渡期なんだろうなと思いますので，そこは，両輪で行くしかないのかなと私は感じています。
会長	ありがとうございます。この会議はお昼までなので，第1回ですし，ここでまとめる必要はないので，次回は来年の2月頃に予定されておりますので，その間に資料等各委員の先生方で見させていただいて，その時にまたこういった形で御意見を伺いたいと思っております。 今回は，慎重な御審議をいただきまして，ありがとうございます。事務局におかれましては，本日皆様からいただきました御意見を踏まえていただきまして，計画の素案の作成をいただければと思います。よろしく願いいたします。その他につきまして，事務局のほうからお願いします。
事務局	本日は貴重な御意見をいただきまして，誠にありがとうございます。本日の皆様の御意見を踏まえまして，次回会議に計画の素案を出させていただきたいと思います。次回の会議ですが，来年の2月頃を予定しております。正式な日程が決まりましたら，なるべく

会長	早く皆様に通知を出させていただきますので，お忙しい中申し訳ございませんが，次回もぜひ御出席のほうをよろしくお願いいたします。以上でございます。 それでは，以上を持ちまして第1回消費生活審議会を終了したいと思います。本日は大変御苦勞様でした。ありがとうございました。
----	--